

**【質問】**ジムソ膀胱内注入液の保険給付上の注意は？

**【回答】**

ジムソ膀胱内注入液 50%については、使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について(令和3年4月20日 保医発 0420 第3号)により、以下の留意事項について、保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底するよう指示がだされています。

①本薬剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤を投与する際、十分な問診により臨床症状を確認するとともに、類似の症状を呈する疾患(尿路性器感染症、尿路結石、膀胱癌や前立腺癌などの下部尿路における新生物、過活動膀胱や前立腺肥大症等)があることに留意し、膀胱内視鏡、尿検査等により除外診断を実施すること。その上で、膀胱内視鏡検査によりハンナ病変が認められ、間質性膀胱炎(ハンナ型)の確定診断を受けた患者にのみ投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

②本薬剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤による再治療は、本剤の治療により症状が改善した後、一定期間経過して治療を要する程度にまで症状が悪化した場合にのみ行うこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

出典:使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について(令和3年4月20日 保医発 0420 第3号)